

議案第 4 号

君津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 8 月 5 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）により、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）及び地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理するため、君津市職員の再任用に関する条例（平成 1 9 年君津市条例第 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

君津市職員の再任用に関する条例（平成１９年君津市条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「地方公務員等共済組合法(昭和３７年法律第１５２号)附則第１８条の２第１項第１号」を「厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）附則第７条の３第１項第４号」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

君津市職員の再任用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																
附 則 (任期の末日に関する特例) 2 省略 3 <u>厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）附則第７条の３第１項第４号</u>に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第４条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「６５年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで</td><td>６１年</td></tr> <tr> <td>平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで</td><td>６２年</td></tr> <tr> <td>平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで</td><td>６３年</td></tr> <tr> <td>平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで</td><td>６４年</td></tr> </table>	平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで	６１年	平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで	６２年	平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで	６３年	平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで	６４年	附 則 (任期の末日に関する特例) 2 省略 3 <u>地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）附則第１８条の２第１項第１号</u>に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第４条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「６５年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで</td><td>６１年</td></tr> <tr> <td>平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで</td><td>６２年</td></tr> <tr> <td>平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで</td><td>６３年</td></tr> <tr> <td>平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで</td><td>６４年</td></tr> </table>	平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで	６１年	平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで	６２年	平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで	６３年	平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで	６４年
平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで	６１年																
平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで	６２年																
平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで	６３年																
平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで	６４年																
平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで	６１年																
平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで	６２年																
平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日まで	６３年																
平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで	６４年																